

第 100 号

南阿蘇村からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、南阿蘇村からの平成28年熊本地震に係る災害廃棄物の処理に関する事務の受託を平成31年3月31日をもって廃止するため、南阿蘇村と協議することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

事務の受託の廃止については、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。